

### 第3 道民から信頼される表示及び認証の推進

#### 1 適正な食品の表示の促進等

第22条 道は、道民の安全で安心な食品の選択に資するため、食品の表示に関する監視体制を整備するとともに、生産者等に対する指導及び普及啓発その他の必要な措置を講じ、生産者等による適正な食品の表示を促進するものとする。

2 道は、道民の安全で安心な食品の選択に資するため、生産者等の食品に係る生産過程の正確かつ適切な情報の記録、保管、伝達及び提供の促進に必要な助言その他の措置を講ずるものとする。

#### (1) 食品の表示に関する監視体制の整備、適正な表示の促進

##### 【施策の目標】

食品表示法など食品の表示に関する法令等の普及啓発を充実し、適正な表示を促進するとともに、関係法令等の遵守状況の把握など食品の表示に関する監視と違反に対する指導等を強化します。

なお、加工食品の原料原産地表示については、法令等に基づく指導、監督のほか、道独自の取組である道産食品登録制度の推進により、引き続き、消費者に対する情報提供の充実に努めます。

##### 【施策の実施状況】

###### ● 食品表示制度の普及啓発

- 食品表示法等の食品表示制度などの普及啓発を目的に、食品関係事業者等を対象として、「食の安全・安心セミナー」を全道で開催するほか、パンフレットの作成・配布、道のホームページなどにより、周知徹底に努めます。

・ 食品表示制度に関するセミナーを開催し、表示制度の普及啓発に努めました。(消費者安全課)

- 食品表示に関する事業者等からの相談への対応や事業者等が行う社内研修などへの協力を行い、適正な食品表示を促進します。

・ 食品表示に関する事業者からの相談に対応し、表示の適正化に努めました。(消費者安全課)

###### ● 不正を見逃さない監視体制の充実

- 適正な食品表示を促進するため、食品小売店等に対して食品表示実態調査を実施し、制度の遵守状況を把握するとともに、必要な指導を実施します。

・ 食品小売店等に対して、原産地表示の欠落等についての一斉調査を実施し、不適切な表示を行っている事業者に対して、必要な指導を行いました。(消費者安全課)

- 道内各市町村に配置されている消費生活モニターにより、小売店の食品の表示に関する調査を実施し、実態を把握します。

・ 道内各市町村に配置されている消費生活モニターにより、小売店における生鮮食品の表示の実態について調査を実施し、生鮮食品の表示の実態について把握しました。(消費者安全課消費者安全)

- 「食品表示110番」の専用電話を設置し、食品表示に関する情報や食品表示制度に関する問合せなどを受け付けます。

・ 電話やウェブフォームにより、食品表示に関する情報や食品表示制度に関する問合せなどを受け付け、食品表示の適正化を図りました。(消費者安全課)

- 事業者からの相談に対応するための専用電話「景品表示法ホットライン」を設置し、適正な表示についての相談対応や景品表示法の普及啓発を実施します。

・ 電話やウェブフォームにより、食品表示に関する情報や食品表示制度に関する問合せなどを受け付け、食品表示の適正化の促進を図りました。(消費者安全課)

- ホテル・旅館・レストランに対し適正なメニュー表示に向けた景品表示法の普及啓発に取り組むとともに、メニュー表示が適正に行われているか調査を実施します。

・ ホテル・飲食店等事業者に対し、適正なメニュー表示に向けた景品表示法に係る調査を実施しました。適正なメニュー表示について啓発するとともに、不適切な表示を行っている事業者に対して必要な指導を行いました。(消費者安全課)

- 道が受理した通報等の情報を関係部局で共有化し、一元的に管理するため、「消費生活安定会議幹事会食品安全部会」を毎月開催し、処理状況を確認・点検するほか、四半期ごとに通報や対応等の状況を道のホームページで公表します。

・ 道が受理した通報等の情報を関係部局で共有するため、「消費生活安定会議幹事会食品安全部会」を毎月開催し、通報等に対する処理状況を確認・点検するほか、四半期ごとに通報や対応等の状況を道のホームページで公表しました。(消費者安全課)

- 原料原産地表示の促進

- 北海道の豊かな自然環境の下で生産された原材料を使用して、道内で製造・加工された加工食品を登録する道産食品登録制度について、道内・首都圏での各種商談会や道のホームページで広くPRするなど、その普及と登録食品の販路拡大に向けた取組を実施します。

・ 各種商談会に出展した登録事業者のブースに啓発資料を掲示するとともに、ホームページで商品の登録情報を発信するなどのPRを行いました。  
・ 平成30(2018)年度以降、新たに102商品を登録しました。(食品政策課)

- 道産食品の表示状況を消費者の日常の購買行動の中で調査するとともに、道産食品の表示などについて意見を提言する道産食品モニターをすべての都府県に配置し、道産食品の表示等の充実に努めます。

・ 「道産食品全国モニター」を各都府県に1名ずつ配置し、道産食品の表示状況調査やアンケート調査を実施しました。「道産食品全国モニター」の調査により、計画期間中に法律違反のおそれがあると見なされた表示が1件確認されました。(食品政策課)

【指標の達成状況】

指 標	年 度	現状値	年 度				目標値	目標比
			30	31・元	2	3		
26 道産食品登録制度の登録数		377品 (H29年度)	377品	362品	354品	354品	450品	79% 進捗に遅れ
27 道産食品モニターの配置数		46人 (H29年度)	46人	46人	46人	46人	46人	100% 達成

【今後の課題】

- ・ 食品表示制度の普及啓発に引き続き努めるとともに、事業者の相談に対応する必要があります。  
(消費者安全課)
- ・ 引き続き、原産地等の欠落等についての一斉調査や、小売店における食品表示の実態について調査を実施するとともに、食品表示に関する情報や食品表示制度に関する問合せなどを受け付ける必要があります。(消費者安全課)
- ・ 引き続き、食の安全・安心に係る通報や対応等の状況について定期的に関係課で情報共有する必要がありますが、通報等の件数や内容については、国における調査対象や報道などにより大きく変動し、施策の状況等を表す情報では、なくなっています。(消費者安全課)
- ・ 道産食品登録制度は、長引く新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響や国際情勢の変化に伴うエネルギーや原材料の価格高騰などを受け、企業の方針転換による登録商品の製造中止などにより登録数は減少したものの、商品PRに効果的と考えている事業者が多く、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で各種商談会の中止が相次いだ間に商品化したアイテムを登録する動きが増えています。(食品政策課)
- ・ 全国で販売される道産食品の表示の監視は引き続き必要ですが、モニターの高齢化が進行しており、若い世代に対しても表示に関する理解を広げていく必要があります。(食品政策課)

## (2) 食品のトレーサビリティーの導入の促進

### (施策の目標)

生産者、事業者の自主的な取組を基本としながら、生産から流通・加工、販売に携わる関係者が連携、協力して取り組むことができるよう、トレーサビリティーの導入を促進します。

### 【施策の実施状況】

#### ● トレーサビリティーの円滑な運用と導入の促進

- 牛肉については、牛トレーサビリティー法で義務化されている遵守事項の確実な履行を促進します。

・ 農林水産省及び（独）家畜改良センターが運用する牛トレーサビリティー法について、耳標発行の手続きや死亡牛の不適切事案への対応など、法の確実な履行に協力しました。（畜産振興課）

- 米穀等では、国の関係機関と連携し、米トレーサビリティー制度の遵守義務の履行状況を確認するため米穀事業者への立入検査を実施するとともに、当該制度の普及・啓発のため地域外食事業者へパンフレットを配布するなどの巡回指導を実施します。

・ 国が米穀事業者への立入検査を実施したもののうち違反事案に対しては、道から指導を行いました（元（2019）年度：6件、2（2020）年度：1件）。（農産振興課）  
 ・ 国（北海道農政事務所）と連携し、米飯類を販売・提供する地域外食事業者等へパンフレットを配布しました。（元（2019）年度：123事業者、2（2020）年度：105事業者、3（2021）年度：105事業者）（農産振興課）

- トレーサビリティーの取組などを解説したマニュアルを道のホームページなどで紹介するほか、GAPやHACCPに沿った衛生管理の導入等、トレーサビリティーの機能を有する取組を促進します。

・ 道のホームページにおいて、トレーサビリティー導入の手引き、国のガイドラインやマニュアル等の情報を提供しました。（食品政策課）  
 ・ GAPやHACCPなど、トレーサビリティー機能を有する取組の実践や認証取得を支援しました。（食品政策課）

### 【指標の達成状況】

指 標	年 度					目 標 値	目 標 比
	現状値	30	31・元	2	3		
28 道内のトレーサビリティーの取組事例数	42事例 (H29年度)	—	42事例	42事例	42事例	100事例	42% 進捗遅れ

#### 【今後の課題】

- ・ 食品トレーサビリティの取組内容等をホームページで情報提供している事業者を募集しましたが、道ホームページでの公開を希望する事業者は増えませんでした。事業者の間で取組は進み、消費者の間にも普及したものと考えられます。（食品政策課）
- ・ 牛肉や米のトレーサビリティ制度は引き続き、法や制度の確実な履行や義務事項の遵守を確認する必要があるとともに、制度の普及・啓発に努めていく必要があります。（畜産振興課、農産振興課）
- ・ 国は、令和4（2022）年3月8日に「我が国における国際水準GAPの推進方策」を策定し、「令和12年までにほぼ全ての産地で国際水準GAPが実施されるよう、現場での効果的な指導方法の確立や産地単位での導入を推進」することとしており、道としても道内の全ての生産現場における国際水準GAPの実践に向けた取組が必要（食品政策課）

## 2 道産食品の認証制度の推進

第23条 道は、道産の食品のうち、道内で生産された農林水産物又はこれを原材料として道内で加工されたものであって、安全かつ安心で優良な品質特性を有するものの認証に係る制度の普及に必要な措置を講ずるものとする。

### （施策の目標）

認証制度の普及と認証数の拡大を図り、消費者に安全・安心で優れた品質の道産食品を提供するとともに、海外にも通用する道産食品のブランド化をめざします。

### 【施策の実施状況】

- 制度の認知度向上
  - 制度の内容や認証品を分かりやすく紹介するパンフレット等の作成・配布やイベント・商談会等での認証品の展示・試食提供、包括連携協定等を活用した制度紹介など消費者・事業者双方への効果的なPRを一層促進します。

- ・ 道庁ロビーでのパネル展、認証事業者やホッカイドウ競馬と連携したファンプレゼント及び道外スーパー等での施策商品の催事販売や商談会などを実施しました。
- ・ JPO1やスコブルなどのフリーペーパーの誌面への掲載など、道や連携団体の広報媒体を活用したPRを実施しました。（食品政策課）

- 認証数の拡大
  - 認証事業者や消費者等へのPR効果の高いものなど、販売面にも配慮した認証対象品目（認証基準設定品目）の設定を図るとともに、認証機関などと連携して、事業者に対する直接的なPRを強化するなど、認証数の一層の拡大に向けた取組を進めます。

- ・ 新たな品目に係る認証基準の設定はありませんでした。
- ・ 官能検査においては、各品目の関係組合など業界とのつながりを持ちつつ運営しており、認証品目がある食品加工メーカーでの認知度は高くなっています。（食品政策課）

### 【指標の達成状況】

指 標	年 度					目 標 値	目 標 比
	現状値	30	31・元	2	3		
29 道産食品独自認証制度の認証数	59品 (H29年度)	52品	50品	48品	37品	100品	37% 進捗に遅れ

#### 【今後の課題】

- ・ パンフレット中の商品カタログには認証廃止商品が掲載されているため、早急に見直しが必要です。
- ・ コロナ以降、地産地消をはじめ食に対するテーマが取り上げられる機会が増えており、認証事業者の協力や庁内での連携により、様々な機会を通じ、継続的にPRを実施していくべきと考えます。
- ・ 認証の継続に必要な検査手数料が事業者にとって負担との意見があり、費用対効果でのメリットを示す必要があります。(食品政策課)

## 第4 情報及び意見の交換、相互理解の促進等

### 1 情報及び意見の交換等

第24条 道は、食の安全・安心に関し、道、道民及び生産者等が相互に情報及び意見の交換を行い、道民及び生産者等が理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

#### (施策の目標)

消費者、生産者等が、食の安全・安心についての相互理解と知識を深め、参加しやすく自由に意見を述べられるよう、リスクコミュニケーションの充実に努めます。

#### 【施策の実施状況】

##### ● リスクコミュニケーションの効果的な実施

- リスクコミュニケーションの実施に当たっては、食品表示や衛生管理など、道民の関心が高いテーマを設定します。

・ 食品表示、食品衛生、HACCP取得、遺伝子組換え作物、ゲノム編集技術等、道民の関心が高いテーマを設定しました。元年度及び2年度は5テーマ開催、3年度は新型コロナ感染症拡大の影響による開催の見送りがあり、3テーマ開催しました。(消費者安全課、食品衛生課、水産経営課、食品政策課調整)

- 多くの道民が参加しやすくなるよう、国や市町村、消費者団体等の関係団体と連携した実施に努めるとともに、テーマに応じて開催方法や内容等を充実するなどして、リスク評価とリスク管理についての知識と相互理解が深まるよう努めます。また、実施結果について、広く道民に情報提供を行います。

・ 周知は、関係者と連携して実施するとともに、テーマの検討を行いました。結果については、道ホームページにより情報提供し、知識と相互理解が深まるよう努めました。(消費者安全課、食品衛生課、水産経営課、食品政策課調整)

- 市町村や消費者団体等関係団体が主催する食の安全・安心に関するリスクコミュニケーションが効果的に実施されるよう、テーマに応じた食品の安全性等に係る情報、リスクコミュニケーションの実施方法などに関する資料の作成・提供に努めます。

・ 要望に応じて資料を提供しました。(消費者安全課、食品衛生課、水産経営課、食品政策課調整)

【指標の達成状況】

指 標	年 度	現 状 値	30				目 標 値	目 標 比
			30	31・元	2	3		
30 リスクコミュニケーションの開催テーマ数		5テーマ (H29年度)	6テーマ	5テーマ	5テーマ	3テーマ	5テーマ/年 (継続)	95% 概ね達成

【今後の課題】

- ・ 引き続き、道民の関心が高いテーマでリスコミ等を開催するとともに、内容の充実と適切な情報提供に努めます。(消費者安全課、食品衛生課、水産経営課、食品政策課調整)

## 2 食育及び地産地消の推進

第25条 道は、食育（食に関する知識及び食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。）を推進するため、普及啓発、学校、家庭及び地域における食に関する教育及び取組の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、道内で生産された安全で安心な食品を消費することにより道民が食の安全及び安心に対する理解を深められるよう、普及啓発、情報の発信、地域の食材の利用の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

### （1）食育の推進

#### （施策の目標）

食育をめぐる課題や情勢変化を踏まえ、様々な関係者と役割を分担しながら、『「食」の力で育む心と身体と地域の元気』をめざして食育の取組を効果的に推進します。

#### 【施策の実施状況】

- 心身の健康を増進する健全な食生活を実践するための食育の推進
  - 「北海道食事バランスガイド」（どさんこ食事バランスガイド）を用いて望ましい食事の組み合わせや食事量など正しい知識の普及を図ります。

・ 食生活改善推進員の活動において「北海道食事バランスガイド」を積極的に活用し、適正体重の理解と併せて望ましい食生活の普及に取り組み、知識の習得と行動変容につなげました。（地域保健課）

- 学校給食の準備から片付けまでの一連の指導の中で、配膳、食器の並べ方、食事のマナーなどを習得させるなど、学級担任等による給食指導の充実が図られるよう取り組みます。

・ 学校の管理職や栄養教諭等を対象とした研修で、各学校において学校給食の準備から片付けまでの一連の指導を充実させるよう指導・助言を実施しました。（教育庁）

- 高齢者の健康推進を強化するため、健康寿命を延ばすことの重要性や、健康づくりや生活習慣病の予防・改善に向けた食育の必要性について理解の促進を図るとともに、市町村、ボランティア団体、企業、メディア等と連携し、高齢者への食育講座や料理教室等の取組を実施します。

・ 第4次北海道食育推進計画において重点事項としている、高齢者（シニア）向け食育講座を毎年度開催しました。（元年度：4か所、2年度：3か所、3年度：2か所、4年度：3か所で開催）。（食品政策課）

- 「食」に関する理解を深める食育の推進
  - 食品ロスの削減に向けた「どさんこ愛食食べきり運動」を「北海道SDGs推進ビジョン」に位置づけ、持続可能な地域社会形成に向けた北海道全体の主体的な取組として推進するとともに、

市町村や団体、企業、メディア等と連携した「どさんこ愛食食べきり運動」の普及啓発、道内の取組や優良事例などの発信を行います。

- ・ 令和3年3月に「北海道食品ロス削減推進計画」を策定しました。計画に基づき、関係部局と連携し、食品ロス削減に向けた「どさんこ愛食食べきり運動」を推進しました。道内の食品ロス発生量については、横ばいの状況ですが、道民が食品ロス削減のために何らかの行動をしている割合は、増加しています。(食品政策課)

- 地域の生産者団体・他機関等と連携し、児童生徒に対し、農林漁業体験や食品の調理に関する体験の機会の提供等を推進します。

- ・ 普通高校の生徒に対し、漁業体験の機会を提供しました。漁業が職業選択の一つとして興味を引くきっかけとなりました。(水産経営課)
- ・ 漁業士が小学校などにおいて、魚の生態、漁獲方法、調理方法等の出前授業を実施し、水産業に対する関心が深まりました。(水産経営課)

- 次代を担う子供達を対象として、学習機会の創出や学校給食での水産物利用の促進などにより魚食習慣の定着を図ります。

- ・ ホームページで水産物の情報を公開するなど、道産水産物に関する学習機会を創出するとともに、原材料の提供など生産者等が行う食育事業に対して支援を行いました。(水産経営課流通)

- 食品表示に係る正しい知識の向上のため、事業者等を対象にした「食の安全・安心セミナー」の開催やパンフレット等の配布、各種イベント等による啓発活動を進めます。

- ・ 食品表示制度に関するセミナーを開催し、表示制度の普及啓発に努めました。(消費者安全課)

## ● 本道の食育推進体制の強化

- 本道の食育に関する協議、検討や食育に関する情報交換を行うため、食育に関わる全道の幅広い機関・団体で構成する「どさんこ食育推進協議会」を開催するとともに、地域における食育の取組を効果的に推進していくため、関係機関等で構成する「食育推進ネットワーク会議」を開催します。

- ・ 毎年度「どさんこ食育推進協議会」を開催し、関係団体等と情報を共有しました。(食品政策課)
- ・ 毎年度、各振興局において食育推進ネットワークを開催しました。ネットワークの参加団体として、食づくり名人や農業者・漁業者(青年部・女性部)、農業協同組合、漁業協同組合、管理栄養士、栄養教諭、民間事業者など食に関わる人材を加え、ネットワークを強化しました。(食品政策課)

- 道内の個人、団体による優れた食育活動を幅広く周知し、食育に対する関心や食育活動への意欲を高めるため、北海道食育推進優良表彰を実施します。

- ・ 毎年度、北海道食育推進優良表彰を実施し、優良事例の周知等による地域の食育活動を促進しました。表彰者の活動をパネルにし、食育月間やSNSを活用し取組を周知したほか、受賞者が食育推進ネットワーク等で講演することにより優良事例を周知しました。(食品政策課)

- 食育推進計画を作成していない市町村に対し、道が作成した「市町村食育推進計画作成の手引き」などを活用した助言、他の市町村の優良取組事例に関する情報提供、有識者を交えた意見交換などを行い、計画作成を促進します。

- ・ 各振興局における食育推進ネットワーク会議の開催などにおいて、市町村における食育推進計画の重要性を周知しました。食育推進計画を策定している市町村は増加傾向にあります。(食品政策課)

### 【指標の達成状況】

指 標		年 度		現状値	30	31・元	2	3	目標値	目標比
		2020	2021							
31 朝食を毎日食べている小・中学生の割合	小学6年生	84.4%	(H29年度)	81.8%	84.0%	中止	83.7%	100%	83.7%	概ね達成
	中学3年生	81.4%	(H29年度)	77.9%	80.8%	中止	80.0%	100%	80.0%	概ね達成
32 栄養バランスの改善	野菜類 (成人1日当たり摂取量)	272 g	(H28年度)	—	—	—	—	350 g 以上	—	—
	食塩 (成人1日当たり摂取量)	10.0 g	(H28年度)	—	—	—	—	8.0 g 以下	—	—
33 食育推進計画を作成している市町村数		100市町村	(H29年度)	123市町村	125市町村	132市町村	133市町村	全市町村	79%	進捗遅れ

※指標31の2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を考慮し、調査実施なし。  
指標32の調査年は、5年毎。

### 【今後の課題】

- ・ 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により学習機会等の減少が顕著となりました。活動報告等により事業の実施内容及び参加状況等を評価するとともに、高齢者(シニア)向け食育講座の開催を通じて、高齢者の食育に関する理解や機運が高まりました。(地域保健課、教育庁、食品政策課)
- ・ 食育の取組を効果的に推進していくため、ネットワークの広がりを図ることが必要です。(食品政策課)
- ・ 道内全市町村での食育推進計画の作成を推進することが必要です。(食品政策課)

## (2) 地産地消の推進

### 【施策の目標】

道内で生産された農林水産物及び加工品を道民が消費する地産地消の推進、消費者と生産者等との相互理解の促進、地域資源の活用や観光との連携による道産食品の消費・販売の拡大など多様な取組を推進します。

### 【施策の実施状況】

#### ● 地産地消の推進

- 地元でとれたものを地元で消費する「地産地消」や、食の安全や大切さを学ぶ「食育」などを総合的に推進する愛食運動を積極的に展開し、地産地消の普及啓発や安全・安心な道産食品の販路拡大を図るとともに、消費者と生産者等との結び付きを強化します。

・ 消費、生産、商工等の団体や行政で組織する「北のめぐみ愛食運動道民会議」を毎年度開催し、各構成団体における愛食運動に関する情報共有を実施しました。(食品政策課)

- 道民が道産の食品を積極的に選択する「愛食の日(どどん食べよう道産DAY)」(毎月第3土・日曜日)について、普及啓発等の取組を積極的に推進します。

・ ホッカイドウ競馬市町村名競争でPRしたほか、Facebook「どどん食べよう北海道」で、毎月、愛食の日に情報発信を実施しました。(食品政策課)

- 道産食材を使用したこだわり料理を提供している道内の外食店・宿泊施設に対する「北のめぐみ愛食レストラン」の認定や愛食運動に取り組んでいる道内の企業やグループを「愛食応援団」に登録する取組などを通じて、愛食運動の一層の普及啓発と道産農林水産物の消費拡大を図ります。

・ 道HPで制度を紹介するほか、Facebook「どどん食べよう北海道」でPRを実施しました。  
・ 「北のめぐみ愛食レストラン」は令和5(2023)年1月末現在で322店を認定しています。  
・ 「愛食応援団」は令和5(2023)年1月末現在、150団体を登録しています。(食品政策課)

- 高品質・良食味米の安定生産や、業務用など用途に応じた生産を推進するとともに、農業団体や流通・小売企業等と連携した幅広いPR活動などを通じて、北海道米のブランド力の向上・定着と需要の確保を図ります。

・ 品質の高位平準化や収穫量の安定化に向けた、生産技術研修会の開催や技術資料の作成を支援するとともに、生産者や指導機関等に向け情報発信を行いました。(農産振興課)  
・ 業務用での利用が期待される直播向け新品種の導入や省力化技術を推進するため、研修会を開催するとともに、生産者や指導機関等に向け情報発信を行いました。(農産振興課)  
・ 農業団体やスーパー、コンビニ、飲食店と連携し、店頭や地下鉄車内広告、テレビCMでの北海道米プロモーションを行うとともに、消費者や事業者等にPRを行いました。(農産振興課)

- 消費者や実需者のニーズに応じた小麦の生産を促進するとともに、道産小麦を使用した地域色豊かな商品開発などにより、道内における輸入小麦から道産小麦への利用転換を図る「麦チェン」の取組を積極的に進めます。

- ・ 良質な道産小麦の生産拡大を推進するため、地域実証検討会や生産拡大検討会を実施し、小麦の生産量は、令和4（2022）年産で61万トンに増加しました。（農産振興課）
- ・ 小麦商品の付加価値、競争力を高めるため、新商品開発セミナーや新商品開発発表会を開催しました。また、菓子用品種「北見95号」の普及拡大を推進するため、道産小麦新品種（北見95号）勉強会を開催しました。（食品政策課）

- 地場資源を使った新製品の開発や親子料理教室等の普及事業などを通じて、道産農林水産物の消費拡大を図ります。

- ・ 道産水産物魚食普及推進事業等により生産者団体等へ支援を行い、生産者団体等が道産水産物を使用した新製品を開発しました。（水産経営課）
- ・ コープさっぽろとの共催により、「こどもおさかな教室」を実施しました。（2（2020）年度以降は新型コロナウイルス感染拡大の影響により見送り）ホタテやサケといった道産水産物の魚食普及が図られました。（水産経営課）

- 児童生徒が郷土に関心を深めるとともに、地域の生産活動について学ぶなどの教育的効果が期待できることから、学校給食における地場産物の積極的な活用を促進します。

- ・ 北海道学校給食コンクール、全国学校給食研究協議大会、北海道学校給食研究大会を開催し、地場産物を活用した特色ある献立の周知及び活用促進に取り組んでいる実践事例等の普及・啓発を行いました。（教育庁）

- 消費者と生産者等との結び付きの強化

- 生産者・加工業者等による直売市「北のめぐみ愛食フェア」等の開催に支援・協力するなど消費者との相互理解のための取組を促進します。

- ・ 令和元（2019）年度、道庁赤れんが前庭のほか、地下歩行空間、東京大井競馬場等で開催した「北のめぐみ愛食フェア」を支援し、出展者募集やプレスリリース等による周知を実施しました。
- ・ 道庁赤れんが前庭の出店者は、延べ84店舗あり、売上は2,928,000円。地下歩行空間は、各期間で、それぞれ10～20店舗ほど出店があり、売上は約50万円～150万円程度。大井競馬場は、延べ45店舗の出店があり、売上は7,406,500円でした。（食品政策課）

- グリーン・ツーリズムに関する情報を提供するとともに、消費者と生産者等の交流活動や体験学習などの取組を支援し、道産食品や本道農林水産業に対する消費者との相互理解を促進します。

- ・ 農業者だけでなく、地域ぐるみで受け入れる農村ツーリズム（グリーン・ツーリズム）の取組について、SNS等を活用して情報提供するなど、広く周知しました。（農村設計課）

- 本道の農山漁村や農林水産物及び加工品に関する情報を積極的に提供し、道産食品の安全・安心に対する理解や消費者と生産者等の相互理解を促進します。

・ メールマガジン、SNS等を活用して情報提供しました。(農政課、食品政策課、食産業振興課、農村設計課、畜産振興課、水産林務部総務課)

- 地域の食資源を活かした取組の促進

- 6次産業化や農商工連携、北海道フード・コンプレックス国際総合戦略特区、食クラスター活動などの取組を推進し、地域の農林水産資源を活用した加工食品の製造・販売など、道産農林水産物の付加価値の向上や関連産業の振興を図ります。

・ 6次産業化については、北海道6次産業化サポートセンターを設置・運営し、各種相談への対応や専門家による伴走支援などの支援を行いました。(食品政策課)

・ 北海道農商工連携ファンド事業により経営資源を活かした新事業・新サービスの取組を支援し、令和元(2019)年度は25件採択しました(補助事業は元年度末で終了)。(食産業振興課)

・ フード特区は、関係自治体や経済団体等との連携を図り、総合特区制度における特例措置や優遇措置を最大限活用しました。フード特区計画として認定された事業は令和3(2021)年度までに予定どおり終了しました。(食産業振興課)

・ 食クラスター活動を全道各地で効果的に推進するため、食に関わる意欲ある人材に対し、高度なマーケティング力や全国的なネットワークを有する講師陣による専門的な研修を実施しました(3(2021)年度実績:人材育成研修「地域フード塾」40名修了)。(食産業振興課)

- YES!clean表示制度、道産食品独自認証制度、道産食品登録制度、北海道食品機能性表示制度といった道独自の表示・認証制度や有機JAS表示制度、水産エコラベルなどの表示・認証制度の普及を推進し、本道の恵まれた自然環境の下で生産された良質で安全な道産食品の販路拡大を図ります。

・ イメージキャラクターの着ぐるみや普及啓発DVD等を活用し、パネル展や出前講座等で消費者へのPR活動を実施、クリーン農業への理解を深めた方を会員とするYES!cleanサポーター制度の創設、北海道クリーン農業推進協議会と連携して、北海道クリーン農業セミナーを開催、北海道クリーン農業推進協議会と連携して流通・食品加工業者に働きかけ、販促資材の提供を実施しました。(食品政策課)

・ 道産食品独自認証制度、道産食品登録制度については、道外スーパー等での催事販売や商談会での認証商品の紹介、がんばれ!道産食品への掲載などに取り組みました。(食品政策課)

・ 北海道食品機能性表示制度については、道独自の食品機能性表示制度の効果的な運用に取り組み、販路拡大に向けた情報を道内外に発信し、3(2021)年度末までに累計で69社・131商品が認定され、約293億円の売り上げとなりました。(食産業振興課)

・ 北のハイグレード食品については、道内の食材を活かして道内企業が製造する「優れた食味」「高い品質管理」「強い消費者訴求力」を備えた商品を選定し、道内外へ発信することで、道産食品全体の販路拡大の支援に取り組み、平成22(2010)年度の創設から令和3(2021)年度末までに累計で1,006品(807社)が推薦され、182品(延べ172社)の加工品を選定しました。(食産業振興課)

- 道産食材を進んで使用する道外の外食店などを「北海道愛食大使」として認定し、道産農林水産物のPRや販路拡大を図ります。

・ 道ホームページで制度を紹介しました。令和5（2023）年1月末現在、245店舗を登録しています。（食品政策課）

- 札幌黄や八列とうきび、黒千石など地域の特性に合ったいわゆる伝統的な在来種について、地域ならではの食文化として育みます。

・ ホームページや食育推進ネットワーク会議など、食育関係者が集まる会議を活用し、北海道らしい食づくり名人制度をPRし、登録を推進しました。3（2021）年度末における食づくり名人は160名（うち伝承名人50名）となっています。（食品政策課）

● 観光産業との連携強化

- 「北海道さっぽろ『食と観光』情報館」の「食」コーナー（「北海道どさんこプラザ札幌店」）で、道内各地の特産品や北海道米、道産食品独自認証食品などを展示・販売し、本道の食品のPRを行います。

・ 道内事業者への販売機会を提供すること等により、道産食品の販売を行い、展示・販売を通し、道産食品のPRに繋がりました。（食産業振興課）

- 全国の手百貨店で開催する「北海道の物産と観光展」で本道の「食と観光」の素晴らしさを紹介するなど、様々な機会を活用し本道の食の魅力を全国にPRを行います。

・ 催事機会を提供することにより、本道の食や観光について紹介しました。様々な機会を提供・活用することで、本道の「食と観光」のPRに繋がりました。（食産業振興課）

- グリーン・ツーリズムに関する情報を道のホームページに掲載し、観光客等に提供します。

・ 農業者だけでなく、地域ぐるみで受け入れる農村ツーリズム（グリーン・ツーリズム）の取組について、SNS等を活用して情報提供するなど、広く周知しました。（農村設計課）

【指標の達成状況】

指 標	年 度						目 標 値	目 標 比
	現状値	30	31・元	2	3			
34 学校給食における地場産物の活用状況（食品数ベース）	45.1% (H29年度)	—	48.7%	—	48.2%	50%	96% 概ね達成	
35 北海道米の道内食率	86% (H29RY)	87%	86%	88%	89%	85%以上	105% 達成	
36 道民の小麦需要に対する道産小麦利用率	43% (H29年度)	47%	43%	50%	51%	50%	102% 達成	

37 6次産業化の取組	取組事業体数	3,770件 (H28年度)	3,850件	3,410件	3,490件	未	3,800件	進捗に遅れ
	年間販売金額	2,207億円 (H28年度)	2,189億円	2,157億円	2,078億円	未	2,370億円	進捗に遅れ
38 グリーン・ツーリズム関連施設数		2,635件 (H29年度)	2,592件	2,556件	2,498件	未	2,700件	92% 概ね達成

※指標34の調査は、隔年。

指標35のRYは、米穀年度（前年11月～10月）。

### 【今後の課題】

- ・ 地産地消の推進については、新顔作物振興事業における飲食店フェア等で、道産食材の需要拡大につながりました。（食品政策課）
- ・ 北海道米の生産については、近年の不安定な気象条件等に対応するため、引き続き支援を行う必要があります。中食や外食需要の伸長が見込まれるため、業務用など用途に応じた生産を推進するとともに、消費者や事業者には北海道米の魅力を発信し、道内食率の高水準での定着を図る必要があります。  
道産小麦については、消費者や実需者のニーズに応じるため、安定生産・供給体制を整備し、需要に対応しながら生産拡大を図る必要があります。（農産振興課、食品政策課）
- ・ 道産農林水産物の消費拡大については、引き続き、要望に応じた生産者等の取組支援や、親子料理教室など要望に応じた取組が必要です。（水産経営課）
- ・ 消費者と生産者等との結び付きの強化については、引き続き、農村ツーリズムの取組を広く周知していく必要があります。（農村設計課）
- ・ 「北のめぐみ愛食フェア」は消費者と生産者の交流の場として、令和元年度までは各所でフェアの開催があったものの、コロナ禍により、令和2年度の地下歩行空間での開催を最後に、事務局の活動中止とともに再開の目途も立っていない状況です。（食品政策課）
- ・ 地域の食資源を活かした取組の促進については、ファンド事業により農林漁業者と中小企業者の互いの経営資源を活かした新事業・新サービスの取組の支援が図られました。フード特区は、内閣府による総合評価において、全国7地域の中で上位の評価が得られ、地域の食資源を活かした取組の推進が図られました。食クラスター活動は、道産食品の高付加価値化と北海道ブランドの磨き上げを図るため、食関連産業を牽引する人材を育成しました。（食産業振興課）
- ・ 北海道6次産業化サポートセンターは国費事業を活用しているため、国が定める要領に基づく支援内容に限られ、全ての相談に対応できていません。（食品政策課）
- ・ 北海道食品機能性表示制度は、制度の認知度の更なる向上といった課題はあるものの、引き続きセミナーやイベント等を通じて消費者や流通業者等の理解の促進に取り組む必要があるとともに、道内の食関連産業における品質の向上に対する取組意識の醸成や、道産品の高付加価値化に大きく寄与しています。北のハイグレード食品は、事業の認知度の向上に課題があるものの、品質の高い道産加工食品の発掘、磨き上げに寄与し、効果的なPRや販路拡大が図られました。（食産業振興課）
- ・ 本道の食品のPRは、引き続き「北海道どさんこプラザ札幌店」で展示・販売を行い、PRを行う必要があるとともに、物産展など様々な機会を提供・活用し、PRに努める必要があります。（食産業振興課）
- ・ 農村ツーリズムは、引き続き関する情報や取組を広く周知していく必要があります。（農村設計課）

### 3 道民からの申出

第26条 道民は、食品の安全性又は食品の表示に対する信頼が損なわれる事態が発生したと認められる情報又はそのおそれがあると認められる情報を得たときは、知事に対して適切な対応をするよう申出をすることができる。

2 知事は、前項の申出があった場合において、相当の理由があると認めるときは、関係法令に規定する必要な措置を講ずるものとする。

#### (施策の目標)

道民が気軽に相談や申出ができるよう、窓口を明確にし、その周知を図るとともに、問い合わせの内容やその回答についての情報を提供します。

また、道が受理した情報について、共有化と一元的な管理を行うとともに、国等の関係機関と連携の上、適切な措置を講じます。

#### 【施策の実施状況】

- 食品の安全・安心に関する相談・申出窓口として、「食品表示110番」、「食品安全相談ダイヤル」の専用電話を開設するとともに、全道の道立保健所においても道民からの相談や申出を受け付けます。

- ・ 電話やウェブフォームにより、食品表示に関する情報や食品表示制度に関する問合せなどを受け付けました。(消費者安全課)
- ・ 「食品安全相談ダイヤル」を設置し、食品の安全・安心全般に関する情報提供、問い合わせ、意見等を受け付けました。(食品政策課)
- ・ 全道の保健所窓口では、食品衛生に関係する各種相談に応じています。(食品衛生課)

- 道が受理した通報等の情報を関係部局で共有化及び一元的に管理し、適切な措置を講じるとともに、四半期ごとに通報や対応等の状況を道のホームページで公表します。

- ・ 道が受理した通報等の情報を関係部局で共有するため、「消費生活安定会議幹事会食品安全部会」を毎月開催し、通報等に対する処理状況を確認・点検するほか、四半期ごとに通報や対応等の状況を道のホームページで公表しました。(消費者安全課)

- 国等の関係機関との定期的な会議等を通じ、情報の共有化と連携を強化します。

- ・ 国、地方自治体など、関係機関・団体と定期的に情報交換、協議を行うための会議等に参加協力し、日頃からの連携の維持、円滑な協力体制の確保に努めました。(消費者安全課)

【指標の達成状況】

年度 指標	現状値	30	31・元	2	3	目標値	目標比
39 消費生活安定会議幹事会食品部会の開催回数	毎月開催 (H29年度)	毎月開催	毎月開催	毎月開催	毎月開催	毎月開催 (継続)	100% 達成
40 国等との情報交換会議の開催回数	毎月開催 (H29年度)	毎月開催	毎月開催	毎月開催	年6回	毎月開催 (継続)	50% <small>計画的な実施</small>
41 通報等に係る措置状況等の公表回数	年4回 (四半期ごと) (H29年度)	年4回 (四半期ごと)	年4回 (四半期ごと)	年4回 (四半期ごと)	年4回 (四半期ごと)	年4回 (四半期ごと) (継続)	100% 達成

【今後の課題】

- ・ 道に寄せられた食品衛生、食品表示に関する情報や通報は関係部局で共有されており、道民の食の安全・安心を維持するため、引き続き情報や問合せなどを受け付け、適切な対応を取る必要があります。(消費者安全課、食品衛生課、食品政策課)
- ・ 国等とも引き続き、定期的に情報交換、協議を行う必要があります。(消費者安全課)